

青森県報

号外第十八号

平成二十六年
三月二十六日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…… (都市計画課) ……

告 示

青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の一部改正…… (都市計画課) ……

規 則

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

青森県屋外広告物条例施行規則(昭和五十一年五月青森県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 条例第十条第三項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、当該許可の期間の更新に係る許可の期間が満了する日の二週間前までに、屋外広告物等許可期間更新申請書(第二号様式)正副二通に当該許可の期間の更新に係る広告物又

は掲出物件のカラー写真(当該許可の期間の更新の申請前一月以内に撮影したもので、撮影年月日を記入したもの)を添付して知事に提出しなければならない。第七条の見出しを「(変更等)」に改め、同条中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十一条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、広告物又は掲出物件の表示内容、形状、色彩又は意匠に変更を加えない程度の塗り替え、補強又は修繕とする。

第八条中「基準は、」の下に「条例第六条及び第八条第五項の規定による許可並びに当該許可に係る条例第十一条第一項の規定による許可に係るものにあつては」を、「掲げるとおり」の下に「とし、条例第八条第六項の規定による許可及び当該許可に係る条例第十一条第一項の規定による許可に係るものにあつては別表第四に掲げるとおり」を加える。

第九条中「第三号様式」を「第四号様式」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十条第三項の規定による許可の期間の更新を受けた者が条例第十三条の規定により交付を受けた当該許可の期間の更新後の許可期限が表示された許可の証票は、当該許可の期間の更新前の許可の期間が満了する日までに、当該許可の期間の更新に係る広告物又は掲出物件に貼るものとする。

第十条第一項中「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同条第三項中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同条第四項中「第八号様式」を「第九号様式」に改める。

第十一条中「第九号様式」を「第十号様式」に改める。

第十二条第一項中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十三条第一項中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第二項中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改める。

第十四条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第十五条第一項中「第十五号様式」を「第十六号様式」に改める。

第十六条中「第十六号様式」を「第十七号様式」に改める。

第十八条第二項中「第十七号様式」を「第十八号様式」に改め、同条第三項中「第十八号様式」を「第十九号様式」に改める。

第十九条第二項中「第十九号様式」を「第二十号様式」に改める。

第二十条第二項中「第二十号様式」を「第二十一号様式」に改める。
 第二十二条第三項中「第二十一号様式」を「第二十二号様式」に改める。
 第二十四条中「第二十二号様式」を「第二十三号様式」に改める。
 第二十五条中「第二十三号様式」を「第二十四号様式」に改める。
 別表第三広告板（屋上に設置されるものを除く。）の項第三号及び広告塔（屋上に設置されるものを除く。）の項第二号中「表示面が道路又は鉄道等から展望できる野立広告物の道路又は鉄道等からの距離及び野立広告物相互間の距離をそれぞれ百メートル以上とする」を「同一の内容を表示する広告物（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものを除く。）相互間の距離は、百メートル以上離す」に改め、同表の次に次の一表を加える。
 別表第四（第八条関係）
 次のいずれかに該当すること。
 1 観光地の案内図板、町内案内図板及び駅前案内図板並びに名所、旧跡、史跡等の説明板並びに公共掲示板で、別表第三に定める基準に適合するものであること。
 2 自己の事業所、営業所又は作業場（以下「事業所等」という。）の名称及び方向並びに事業所等までの距離のみを表示した広告物で、別表第三に定める基準（表示面積に係るものを除く。）及び次に掲げる基準に適合するものであること。
 (一) 表示面積は、二平方メートル以下であること。ただし、はり紙及びはり札等にあつては、一平方メートル以下であること。
 (二) 個数は、事業所等に至る道路の状況により特に必要と認められる場合を除き、一の事業所等につき四以下であること。
 第二十三号様式を第二十四号様式とし、第二号様式から第二十一号様式までを一様式ずつ繰り下げ、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

屋外広告物等許可期間更新申請書

青森県知事 殿

年 月 日

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 （電話番号）

屋外広告物等を引き続き表示（設置）したいので、青森県屋外広告物条例第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
引き続き表示又は設置をしようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで
広告物等の安全点検者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	電話番号
広告物等の安全点検年月日	年 月 日	年 月 日
広告物等の現況	取付（支持）部分の変形・腐食	無 ・ 補修済
	主要部材の変形・腐食	無 ・ 補修済
	取付金具等の緩み・さび・欠損	無 ・ 補修済
	表示面の汚染・腐食・剝離・破損	無 ・ 補修済
補修等の内容		
※ 受付年月日	※ 第 号	年 月 日
申請者 殿	青森県知事	印
表示又は設置の期限 ※ 年 月 日 条件 ※		
上記申請については、申請のとおりの許可の期間を更新する。		

注1 該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄には、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、第八条、別表第三及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第二百二十四号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号3の⑤中「県道天間館馬屋尻線」を「県道後平馬屋尻線」に改め、同号4の②中「百石道路」を「八戸南道路、百石道路及び北上道路」に改める。

第二号1中「青森都市計画区域」を「平内都市計画区域」に改め、同号中2を削り、3を2とし、4を削り、5を3とする。

第三号1を次のように改める。

1 条例第六条第二号の規定により指定する区間

次に掲げる道路の区間（条例第四条の規定による禁止区域を除く。）

- (一) 一般国道の全路線
 - (二) 県道の全路線
 - (三) 市道伝法寺北線
 - (四) 市道伝法寺藤島線
 - (五) 村道石持砂子又線（村道里線交点（下北郡東通村大字砂子又字桑原山一の九〇）から一般国道三百三十八号交点までの区間に限る。）
 - (六) 村道里線
 - (七) 村道柏木山線
 - (八) 村道沢内線
- 第三号2中②を削り、③を①とし、④を③とし、⑤を④とする。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭